

所沢市議会政策研究審議会条例

平成28年3月30日条例第4号

改正

平成28年6月15日条例第32号

令和4年3月29日条例第1号

所沢市議会政策研究審議会条例

(設置)

第1条 議会と大学等研究機関との連携を通じて議員研修の充実強化を図り、もって更なる議会機能の強化と議会の活性化に資するため、所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）第27条の規定に基づき、所沢市議会政策研究審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 議員研修計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 政策提言に関すること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

2 審議会は、前項に掲げる事項について自ら協議を行い、議長に提言することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

- (1) 市内に設置されている大学等に所属する研究者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他議長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議事をつかさどる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第7条 審議会の会議の事務は、議会事務局において処理する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月15日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。